平成25年第7回糸魚川市議会定例会会議録 第6号

平成25年12月19日(木曜日)

議事日程第6号

平成 2 5 年 1 2 月 1 9 日 (木曜日) 午前 1 0 時 0 0 分 開議

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	所管事項調査について
日程第3	行政改革について
日程第4	新幹線・交通網対策について
日程第5	議案第132号から同第137号まで、同第156号、
	請願第5号及び陳情第11号
日程第6	議案第138号から同第152号まで及び同第157号から同第160号まで
日程第7	議案第153号、同第161号から同第163号まで、
	陳情第14号及び発議第15号
日程第8	議案第155号
日程第9	議案第164号
日程第10	発議第13号及び同第14号
日程第11	発議第16号

本日の会議に付した事件

日程第12 閉会中の継続審査及び調査について

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	所管事項調査について
日程第3	行政改革について
日程第4	新幹線・交通網対策について
日程第5	議案第132号から同第137号まで、同第156号、
	請願第5号及び陳情第11号
日程第6	議案第138号から同第152号まで及び同第157号から同第160号まで
日程第7	議案第153号、同第161号から同第163号まで、
	陳情第14号及び発議第15号
日程第8	議案第155号
日程第 9	議案第164号
日程第10	発議第13号及び同第14号

+

日程第11 発議第16号

日程第12 閉会中の継続審査及び調査について

応招議員 20名

出席議員 20名

1番	笠	原	幸	江	君	2番	斉	木		勇	君
3番	渡	辺	重	雄	君	4番	吉	Ш	慶	_	君
5番	樋		英	_	君	6番	保	坂		悟	君
7番	田	中	立	_	君	8番	古	Ш		昇	君
9番	伊	藤	文	博	君	10番	中	村		実	君
1 1番	大	滝		豊	君	12番	髙	澤		公	君
13番	田	原		実	君	14番	伊扌	丰澤	_	郎	君
15番	吉	囼	静	夫	君	16番	新	保	峰	孝	君
17番	倉	又		稔	君	18番	松	尾	徹	郎	君
19番	五十	- 嵐	健 -	一郎	君	20番	古	灶田	浩	_	君

欠席議員 0名

教育委員会こども教育課長

説明のため出席した者の職氏名

市 米 \blacksquare 徹 君 툱 総 務 部 툱 金 子 裕 彦 君 業 部 栄 君 産 長 加 藤 政 企画財政課長 藤 隆 君 斉 青海事務所長 Щ 岸 寿 代 君 環境生活課長 勇 君 渡 辺 健康增進課長 﨑 良 之 君 岩 商工農林水産課長 孝 君 斉 藤 都市整備課長 金 子 晴 彦 君 ガス水道局長 //\ 林 忠 君 長 竹 正 光 君 教 育 田

池

田

市 織 \blacksquare 夫 君 副 長 義 市 民 部 長 吉 出 正 史 君 総 務 課 長 \blacksquare 原 秀 夫 君 能生事務所長 久保田 幸 利 君 市 民 課 長 竹之内 豊 君 福祉事務所次長 君 小 竹 和 雄 明 交流観光課長 田 年 君 藤 建 設 課 長 串 橋 秀 樹 君 会 計 管 理 者 横 田 靖 彦 君 会計課長兼務 消 防 長 小 林 強 君 次 長 育 伊 晃 君 奈 教育委員会こども課長兼務 教育委員会生涯学習課長 中央公民館長兼務 郁 夫 原 君 市民図書館長兼務 勤労青少年ホーム館長兼務

修

君

教育委員会文化振興課長 歴史民俗資料館長兼務 長者ケ原考古館長兼務

佐々木 繁雄君 監査委員事務局長 池田 正吾君

事務局出席職員

局 長小林武夫君 次 長猪又 功君

主 査室橋 淳次君

午前10時00分 開議

議長(樋口英一君)

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議に入ります。

日程第1.会議録署名議員の指名

議長(樋口英一君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、1番、笠原幸江議員、20番、古畑浩一議員を指名いたします。

次に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

倉又 稔議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

倉又委員長。〔17番 倉又 稔君登壇〕

17番(倉又 稔君)

おはようございます。

去る12月5日及び本日、議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果について ご報告いたします。

まず、追加議案についてであります。本日、追加提案されます議案第164号、損害賠償の額の 決定及び和解についてにつきましては、本日、委員会付託を省略し、即決でご審議いただきたいこ とで委員会の意見の一致をみております。

次に、委員長報告につきましては、市民厚生常任委員長から休会中に所管事項調査を行い、その経過について口頭報告を行いたい旨の申し出があり、これを本日の日程事項とすることで委員会の

意見の一致をみております。

次に、議員発議として発議第13号、合併市の実態に応じた普通交付税措置を求める意見書、発議第14号、免税軽油制度の継続を求める意見書、発議第15号、要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書、及び発議第16号、特定秘密保護法の採決強行に抗議する意見書の4件が、それぞれ所定の手続を経て提出されております。

これを本日の日程事項として、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただきたいことで、委員 会の意見の一致をみております。

なお、12月5日の議会運営委員会では、議会改革について協議を行っております。

議会運営委員会では、議会改革に向け改革すべき項目を抽出し、項目ごとに結論を出す時期を、前期・中期・後期と3つに分け協議を進めてまいりました。前期につきましては、今定例会終了時をめどに7項目について協議を行っており、委員会の意見の一致をみた範囲でご報告を申し上げます。

まず、1点目として、正副議長、正副常任委員長の再任について、これを妨げないことといたしました。

2点目は、委員会での自由討議について、明日以降に開催される常任委員会、特別委員会、議会 運営委員会において実施することといたしました。

3点目は、参考人制度の活用について、この活用を進めることといたしました。

4点目として、議会運営委員会における多数決の導入について、ケース・バイ・ケースで対応することといたしております。

5点目として、予算審査特別委員会のインターネット配信につきまして、26年度予算の審査を 録画配信できないか、具体的な検討を進めております。また、予算審査の方法について、さらに研 究を進めることとしております。

6点目として、特別委員会の設置目的の明確化については、設置目的のさらなる明確化に努める ことといたしました。

最後に、7点目の議員報酬等につきましては、あるべき糸魚川市議会議員の報酬額について検討 した結果を、市長に申し入れることといたしております。

以上、簡単に結論だけを申し上げましたが、この件につきましては、本日の本会議終了後の全員協議会において、詳細な報告をさせていただく予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長(樋口英一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長、休憩を求めます」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

暫時休憩します。

午前10時06分 休憩

議長(樋口英一君)

休憩を解き会議を再開いたします。

ご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

議長(樋口英一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認め、よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2.所管事項調査について

議長(樋口英一君)

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

中村委員長。 〔10番 中村 実君登壇〕

10番(中村 実君)

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、12月12日に所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

調査事項の1点目は、糸魚川市産業廃棄物最終処分場適正化(2期)工事、2点目は、上水道及 び工業用水道から生じる汚泥の処理についてであります。

まず、糸魚川市産業廃棄物最終処分場適正化(2期)工事について、ご報告いたします。

委員からは、2期工事で1,0000立米の産業廃棄物が残っているが、処理するのにどれくらいかかるのか。また、覆土工事やフェンス工事など全て終わるのはいつごろなのかとの質問に対し、計画的にいくと、廃棄物の選別作業は1日80立米の処理計画で約1カ月であるが、養生、覆土、種子の吹きつけ、フェンス工事などもあり、全て終了するのは7月末と思っているが、雪解け後の作業開始のため、工期は少し流動的であるとの答弁がなされました。

また、他の委員からは、多くの墓石とお地蔵さんが出てきたが、どのような対応を考えているのかとの質問に対し、墓石のほうは敷地の中に埋めさせていただくことで地元の了解を得ている。場所についても話し中である。お地蔵さんについては、今後、地元と話をしながら、適正な処理をしていきたいと思っているが、2期工事でまた出てくる可能性があるので、廃棄物処理終了後に協議したいと思うとの答弁がありました。

委員からは、埋めるのはもったいない、貴重な財産かもしれない、残す方向で話を進めていただきたいとの要望がありました。

そのほか多くの意見がありましたが、特段報告する事項はありません。

次に、上水道及び工業用水道から生じる汚泥の処理についてでは、現在、新潟市、新発田市、長岡市、燕市から搬入があるが、今後、新たに出てくる汚泥は、糸魚川市として要請があれば全部処理を認めるということなのか。また、総量はどれぐらいかとの質問に対し、原則的に100ベクレル以下というものについては、要請があれば協力をしていきたいと思っている。ただ、一部、市町村で検出されない汚泥については、現地で他のものに転用している状況であり、今後の発生量が正確に出ていないので総量は示せない。また、検出されなくなる時期が、今の段階では明示できないことから、あと何年で終わるということは、言えない状況であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、糸魚川市は100ベクレル以下は安全だと認めているが、明星セメント近くには保育園があり、長い間に、子どものぐあいが悪くなることも考えられる。それが汚泥の関係や排気ガスだということが証明できない。安全なものを処理してぐあいが悪くなることはない、そういう理屈になる。100ベクレルが安全だと言っているのは日本の政府だけであり、100ベクレル以下であっても危険性は下がるが、安全はあり得ない。

糸魚川市の業者は、非常に多い量を受け入れている。低レベルながらも、早くやめるべきではないかとの質問に対し、会社側の説明では、できる限り丁重に扱い、こぼれたときはきちんと清掃をすることにより、工場外や工場内の人たちに被害が出ることはないとの回答をいただいているとの答弁がありました。

当委員会としては、会社側も処理費をもらっている。市民の安全を守るための対策をとってもらいたい。また、市民が心配しているのは飛散である。トンパックに入れて、しっかりした体制で糸魚川市に来るが、工場到着後はばらになる、市民としては心配である。そのところを強く2社に話をして、対策を講じていただくことを委員会として強く要望し、所管事項調査を終了いたしました。以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長(樋口英一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

- 350 -

+

+

.

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認め、よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3.行政改革について

議長(樋口英一君)

次に、日程第3、行政改革についてを議題といたします。

行政改革特別委員会に付託中の本件について、同委員長から中間報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

伊藤文博行政改革特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

伊藤委員長。 〔9番 伊藤文博君登壇〕

9番(伊藤文博君)

おはようございます。

行政改革特別委員会では、閉会中の7月30日と10月4日及び11月19日に付託案件調査を、 また、11月25日に委員会協議会として、市民の委員会である糸魚川市行政改革推進委員会の皆 さんとの懇談会を行っておりますので、主な内容をご報告いたします。

まず、最初の中間報告ですので、委員会の進め方についてご説明いたします。

付議事件は、職員の意識改革推進と適正な定員管理及び組織機構の見直しについて、効率的で有益な公共施設の管理運営について、効率と効果を重視した事務事業の見直しについての3項目であります。

議会運営委員会では付議事件に明記していないものの、中長期の財政計画については、当然、触れていかなければならないことも確認されております。このように行政改革は、行政全般、事業全般にわたるため、当委員会での各事業についての審査としては、行政改革の視点の範囲にとどめ、事業の細部の内容については各常任委員会にお任せするように、それぞれのケースについて配慮しながら進めています。

第1回目は、行政改革の現状、大綱、実施計画、定員適正化計画についての後、現在から今後に向けての推進状況、推進体制についてという形で、総務部の行革推進部署としての取り組み全般について審査を行っています。

2回目からは、主に各部に分けての行革の推進項目、推進状況、推進体制についての審査を行う こととし、また、半期ごとの推進状況のチェックが行われていることと、毎年、ローリングの実施 計画が策定されますので、それに合わせた審査も行うこととしています。

また、行政改革実施計画の推進項目にかかわらず、取り組みが落ちているものや不足な項目について、積極的に取り上げていきたいと考えています。

7月30日の委員会においては、行政改革の現状、大綱、実施計画、定員適正化計画についての 後、現在から今後に向けての推進状況、推進体制についての審査を行っております。

まず、行政改革推進の経過及び行政改革大綱、実施計画、定員適正化計画についてでは、委員よ

り、財政計画において、高度成長期とは大きな違いがあり、まして27年問題もある中で、事業の見直しなど市民の目に見える形での行政改革を推し進め、慎重な対応が求められているが、どう考えているかという質疑に対し、事業を継続、縮小、廃止すべきかどうかの事務事業評価を含めて、3年間の実施計画を毎年ローリングする中で検討し、事業の選択と集中をしながら効果的な事業を展開している。合併特例終了後6年目の平成32年度では、実質公債費比率がピークで、元利合計で53億円ほどとなる。投資的経費については、25年度のベースでの継続は無理なので、新規事業の事前評価、事業見直しを行い、段階的な公共事業、投資的経費の削減を図っていきたいと答弁がありました。

また、委員より、正職員を臨時職員で置きかえているだけで、実際の職員数は減っていないのではないかと質疑があり、臨時職員は、行政サービスを維持するために必要ということでふえている。金額的にも大きな削減はできておらず、適正化が図られている状況ではない。今後は、1つ1つの業種、職種において臨時職員の必要性を精査し、再任用制度、嘱託員制度を含めて検討しながら、人数の適正化を図ってまいりたいと答弁がありました。

委員より、地方分権が言われているが、糸魚川市にとっての地方分権の望ましいあり方、方向性をどのように考えているかという質疑に対し、国・県・市町村という行政体系の中で、国、県からの補助金交付金という財政面が重要である。自己決定、自己責任、自己財源が担保されるように、市長会を通じて国に要望していきたいと答弁がありました。

行政改革の推進状況、推進体制についてでは、行政改革の先進地では、余力のあるうちの早い段階の取り組みが多く、組織機構を行革に適した形に組み直して取り組んでいるところが多い。糸魚川市では、各課に行革推進担当者がいるのか。また、市民への広報もキャッチフレーズなどを多用し、わかりやすく随時行っているが、糸魚川市の考えはいかがかという質疑に対し、行革の中心は総務課であり、各課に行革担当という立場の者はいないが、推進役は課長であり、総務課が調整しながら各課で課長が率先して行革の取り組みを進めている。キャッチフレーズは、「コスト、スピード、成果を重視した行政運営」でやっていて、推進体制としては、先進地に遜色ないと考えていると答弁がありました。

10月4日開催の委員会においては、総務課の所管項目について審査を行っております。

委員より、合併以来の行革の課題であったシャルマンスキー場、権現荘、マリンドリームへの対応は挙がっていないが、これはいかが考えるかという質疑に対し、指摘の3つの施設は、合併前の設立の経過を引き続いて存続しているという形になっている。ここに項目としては載せてはないが、議会でも論議いただいていて、個々については、それぞれの施設ごとに検討していると答弁があり、上越市では、J・ホールディングスという持ち株会社をつくって安塚のスキー場、大潟の活性化センターなどを運営しているがどうかに対し、上越市の持ち株化は、上越市が置かれている状況の中では、1つの方法だと思う。糸魚川市もこれを参考にする必要がある。全体の中で、それぞれの施設を目的の状況に応じて、管理運営の効率化を進めていきたいという考えであると答弁されています。

合併して人員削減の努力をする中で、研修を含めての改革推進に取り組めているのか。市長をトップとしてスピード感をもって本気で取り組み、いいものはどんどんやってみるという勇気が必要であるがいかがかという質疑に対し、時代の変化とともに新しいものにチャレンジする対応が必要

- 352 -

であり、リスクの分析とともに積極的に進めている。トップダウンとボトムアップの両方が必要な中で、職員がいろいろな現場経験、他市町村の事例、議会からの提言などを踏まえて、気づいたものをボトムアップで提言をしていく。また、市長からのトップダウンの指示もあわせて改革を進めていくと答弁があり、それに対し委員より、トップダウンもボトムアップもあるが、それを実現していくのは情熱であり、それがなければ理論にすぎないことになる。意識改革を伴わないと、いろいろな項目の羅列に終わってしまい、実際の行革につながっていかないと意見が出されております。

民間委託では、決裁権限、裁量権がないために、マニュアルどおりの接遇により市民感情を逆なでするということもある。窓口は、民間委託も臨時職員も市の顔であり、そこに来る人が不快な感じを残して帰っていくようでは、かえって逆効果である。しっかりと整理した中で、民間委託や臨時職員の採用、教育を考えてもらいたいがどう考えるかという質疑があり、接遇は、行政サービスを行う以前の基本的な問題である。市の職員だけではなくて、指定管理や委託で従事する職員の方も含めて、接遇についての指示をしっかりしてまいりたいと答弁されております。

指定管理が本当によかったのかどうかという検証、見直しが必要である。指定管理にしてから、 採算が合わないから指定管理料を上げるというのは適切ではない。指定管理が適切か、見直す必要 があるがいかがかという質疑に対し、現在、52施設を指定管理としているが、理事者、市民から も意見があり、見直しをしている最中である。本来の望ましい指定管理施設のあり方という視点で、 現在の状況をもう一度見返しながら、指定管理の更新に向けた取り組みをしていきたい。

特に、2つのスキー場について指摘も十分に承知している。指定管理料が年々上がっていくという現実も事実としてあるが、部内でしっかりと協議をしていきたいと答弁されております。

部長制については、部長は各部で年度計画や事業計画を策定し、事業の進捗を見る。それらをもとにした予算要求について部長が調整する。さらに部内の人事異動は、部長の権限で行うといった権限が糸魚川市の部長に必要だが、いかが考えるかという質疑に対し、部ごとの人事権は部長には与えられていないが、人事について部長の意見を参考にしながら、最終的には市長、副市長が判断している。予算面についても、部長の執行・決裁権があり、また、予算編成時に、各課で調整を要する予算要求事項については部長が調整をした上で、企画財政課に要求をするという流れであり、部長の一定規模の権限はあると考えている。また、各部門間の調整は、市政運営会議でやっていると答弁がありました。

11月19日の委員会では、第2次行政改革実施計画推進状況調査の結果が配付され、改めて総務課所管項目について審査の後、企画財政課、能生事務所、交流観光課、ガス水道局の所管項目について審査を行っています。

総務課所管項目では、定員適正管理は、人数で管理するのか、人件費の総額で管理するのか。また、職員提案は公表して活性化を図るべきではないかという質疑に対し、これまでは職員数で管理を行ってきたが、これからは人件費の比率が高くなっていることに対して検討していきたい。当市の特色として、広大な面積や急峻な地形があるので、職域の広さも考慮して、安心・安全のまちづくりに必要な定員管理を行っていきたい。職員提案は、公表に向けて準備したいと答弁がありました。

組織機構の見直しで、企画部門の独立等について考えるべきである。金沢市では、新幹線開通に 対応した戦略的なプロジェクトチームのような部署をつくって対応している。市長の片腕として臨 -

機応変に動き、企画立案する戦略プロジェクト型の課が必要ではないか。また、部長制の活用のために、予算策定など一定の権限を与えるべきではないかという質疑に対し、北陸新幹線開業の節目を迎え、企画と財政が一体の中で取り組まさせていただいている。課や職員の数を抑える中での取り組みなので、ご理解いただきたい。また、3部長体制の機能については、新年度に向けて見直しの作業を進めていると答弁がありました。

電算システムでは、各自治体とも億単位の経費となっているが、見直しを進めて年間数千万円を縮減したという事例もある。上越3市でのクラウド化に向けての検討、研究の中で、外部の専門家をキャップにした取り組みを考えていただきたいという質疑に対し、上越3市のクラウド化については、お互いの課題を出し合っている段階であり、具体的な検討はまだであるが、これからの段階に向けて意見を聞かせていただきたいと答弁がありました。

市長の公約の中で、意識改革と市民協働はまさに行政改革であるが、大綱や実施計画にも表現が薄い。計画期中間の段階であっても、第2版、3版という形で大綱の見直しを行う柔軟な考え方に転換することこそ、行政改革の基本ではないか。総合計画についても同様のことが言えるという質疑に対し、行政改革の計画を立てるだけではなく、進めていく中で、市民の行政改革推進委員会、議会の特別委員会からの指摘による大綱の見直しについても、庁内で検討したいと答弁がありました。

企画財政課所管項目では、指定管理料は市が直営で管理した場合の収支を基準として算出するとあるが、委託料と同じ考え方で、この考えはおかしいと思うがどうかという質疑に対し、これは市が予算を積み上げる場合や、指定管理料の参考の数字として積算を行うものであり、実際に決定する場合には、この金額と比較して、指定管理に応募された方との入札等の手続により決定されると答弁されております。

市内に2つあるスキー場が、条件が違っている。それぞれ成り立ちも違う中での指定管理となっているが、合併して10年がたち、公平性というものも求めなければいけない。また、糸魚川市において2つもスキー場が必要か、その管理体制はどうか。民間に売却を目指し、買い手がいなかったら、やめてしまうかというような思い切った財政改革を進めていかないと、市長の言う30年間持続可能なまちづくりはできないと思うが、いかがかという質疑に対し、今年度末が2つのスキー場の指定管理の期間満了を迎えるので、仕様書を含めて基準の統一ということで見直しをしていきたい。

ただ、施設の成り立ちや大型備品等の所有形態、あるいは地形的なことなど、いろいろな要素があるので、金額がイコールになるということはないが、統一性をもった形の指定管理にしていきたい。また、どちらも赤字体質であり大きな課題である。シャルマンスキー場は、第三セクターとしてどうするかという大きな問題もあり、もう少し時間をかけて検討させていただきたいと答弁がありました。

能生事務所所管項目では権現荘に関し、権現荘について、累積の赤字の補てん額は幾らになっているか。指定管理者は、指定管理料ゼロで赤字が出た場合には、指定管理者がみずからの資金を使って赤字を埋めるようにというのは可能かという質疑に対し、7,800万円ほどが運営経費に係る赤字補てんの額である。指定管理料は、最初の指定管理料を定めるのが一番難しい。それによって今後の影響がある。そこを踏まえてリニューアル後の2年間の決算をして、きちんとしたルール

- 354 -

をつくった上で、指定管理を正式に決めたいと答弁がありました。

温泉センターは、もともと福祉施設である。その赤字分の解消という線だけではなくて、福祉施設が権現荘に一体化されて、その機能を十分に果たしていくとなると、プラスアルファの行革的要素が生まれてくる。そこの視点を損なわないで考えてほしいが、いかがかという質疑に対し、現在の温泉センターの性格が、そういう面を含んでいるということを承知しているので、十分配慮した中での施設改修、それから施設運営に努めていきたいと答弁がありました。

交流観光課所管項目では、観光協会に関し、他市では観光協会の拠点の近くに観光課を置いている事例があるが、新幹線の駅が完成したときに、交流観光課をあちらに移設したらどうかという質疑に対し、そのような考え方もあるが、観光協会自体を強化して、市が持っている仕事を観光協会のほうにシフトし、市の職員は減らしていく。そういう形にすることによって、観光自体がよりよい方向に進むのではないかというふうに思っていると答弁がありました。

ガス水道局所管項目では、ガス料金に関し、ガス料金は円安の影響で輸入物が高くなり、輸入と国産の配合割合により金額が上がるというが、円高の場合に、また下がるということもあるか。また、料金改定のスパンはどうなっているかという質疑に対し、今回のガス料金の改定については、ほとんどは混合割合が変わることによるものである。円安の影響を受け、混合割合が変わることで料金改定をするが、その大もとは輸出国のほうで価格が上がっているので、円安の影響を受ける面は小さい。平成28年10月までに新しい価格の見直しの相談があるので、何もなければ28年10月までは、決定された料金で行っていきたいと答弁がありました。

また、11月25日に、市民の行革の委員会である糸魚川市行政改革推進委員会との懇談会が開催されております。

推進委員会は3年任期で、推進委員会開催前に、当特別委員会との懇談会を設定していただきました。15名の委員中10名の参加でした。

委員の皆さんからは、人口の大幅な減少により働く世代が減少するので、20年、30年先を見て、コンパクトシティ化を考えていくこと。歳入の減少に伴い、市民合意を図りながら行政改革を進めることが重要。

官と民のそれぞれの言い分がある。それぞれに要求するだけではなく、官民相乗という考え方で、 1つの結論が出るまでは取り組んでいく必要がある。

業務改善と行革は違う。省いてはいけないものは省かない、選択と集中でめり張りをつけてやってほしい。合併して10年になる。行政では部長級が6人にふえていて、課長補佐が複数いる課が多くなっている。管理職体制が肥大化している。

高齢化により、税外負担が重たくなっている。小・中学校の後援会制度での負担については、必要な費用は行政で負担することで、軽減を図るべきであるなどと意見が出されております。

特別委員会としては、各委員の考え方を意見として述べ、また、推進委員の皆さんから問われた ところは、説明的に意見を述べる形で懇談会を行いました。

ほかにも多くの質疑がありましたが、省略いたします。

以上で、行政改革特別委員会の所管事項調査中間報告を終わります。

議長(樋口英一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

田原議員。

13番(田原 実君)

伊藤委員長にお尋ねします。

前半の報告の中で指定管理者制度の検証と見直しについて、これから部内で協議をしていくという報告が伺えたんですけども、委員会の中では、例えば行政の部内だけでは会社経営についてのエキスパート的な感覚を持っているのか、経営診断等そういった感覚が必要なのではないかというような、そういった意見は出なかったでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

伊藤委員長。 〔9番 伊藤文博君登壇〕

9番(伊藤文博君)

委員会の中で審査されましたのは、指定管理者制度に適している施設かどうかというところの見直し1つ、それから指定管理料が年々上がっていることについて、果たしてそれが適正であるのかということについての、委員からの質問に対しての行政側の答弁であったと理解しております。

全般的な質疑の中では、指定管理者の評価も必要であろう。これからもぜひ指定管理者の状況を 評価しながら指定管理に適した施設であるか。また、指定管理者が適切であるかということを評価 するような仕組みをつくっていってもらいたいというのは、委員から意見として出されております。 以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

田原議員。

13番(田原 実君)

わかりました。

それで、その指定管理というものを考えていく上で、部内の協議で進めていくということに対しての異論は特になかったわけですね。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

伊藤委員長。 [9番 伊藤文博君登壇]

9番(伊藤文博君)

議事録をよく精査しないと答えにくいとこでありますが、委員の中からは外部の方を招いての評価も含めて意見が出されております。それに対して、そこまでやるという答弁は、当然、その場ではないわけで、検討するという範囲にとどまっているというふうに理解しております。

[「議長」と呼ぶものあり]

議長(樋口英一君)

田原議員。

- 356 -

+

13番(田原 実君)

今後の検証をよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

議長(樋口英一君)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認め、よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第4.新幹線・交通網対策について

議長(樋口英一君)

日程第4、新幹線・交通網対策についてを議題といたします。

新幹線・交通網対策特別委員会に付託中の本件について、同委員長から中間報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

古畑浩一新幹線・交通網対策特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

古畑委員長。 〔20番 古畑浩一君登壇〕

20番(古畑浩一君)

おはようございます。

それでは、これより新幹線・交通網対策特別委員会、委員長報告を行わせていただきます。

去る10月8日及び10月29日に付議事件調査を行っておりますので、経過についてご報告いたします。

調査事項は、北陸新幹線駅周辺整備の推進と活用について、北陸新幹線開業に伴う並行在来線と 大糸線の活性化対策についてであります。

まず、北陸新幹線融雪基地等の工事に係る強制調査については、現在、調査段階であり推移を見守りたい。市民負担にどう影響するかというところは、今のところつかんでいない状況であるとの説明に対し、貴重な市民の血税を投入して建設されているものに不正があったということなのだから、支払い側の糸魚川市としても県等を通じて、鉄道・運輸機構側には厳しく抗議すべきであるとしております。また、入札参加業者名についても明らかにされておりますが、ここでは割愛をさせていただきます。

次に、北陸新幹線の運行体系の速達型「かがやき」、各駅型「はくたか」、シャトル型「つる

ぎ」(富山・金沢間)、「あさま」(東京・長野)の4タイプが発表されたことについて、東京・ 長野間は予想されていたが、富山・金沢間のシャトルタイプは今回が初めて、それも唐突に示され ており、まことに遺憾である。新潟県とともに一緒に新幹線整備事業を進めていく上で、全く事前 連絡なくプレスリリースをしたことに対し、JR西日本金沢支社に申し入れたということであり、 それに対し金沢支社長からは、お騒がせをした点については申しわけないとの陳謝を受け、今後は、 今回のことを踏まえて対応していきたいとしております。

委員会といたしましては、具体的な停車本数に対する影響も含め、継続調査といたしております。 次に、新幹線駅1階のジオパーク情報発信コーナーの基本設計案についてであります。

今後の予定としては、議会特別委員会への説明の後、11月中に商工会議所が事務局をしている 新幹線駅1階のフロア検討委員会及び関係区長に説明をし、意見を聞き、2月中には実施設計を完 成させたい予定であるとの説明がありました。

設計業者は、株式会社日展で、業者選定に当たってはプロポーザルを実施、ほかにも大手の2社に声をかけ、庁内の委員会で審査を行い、決定をした。

株式会社日展については、長者ケ原考古館の設計、展示及びフォッサマグナミュージアム等の展示にもかかわっている。平成26年度早々に発注をし、ほかの工事との調整を進める中で1月末に完成、3月の新幹線開業に間に合わせたい予定である。

事業額は1億円程度を見込んでいるとの説明に対し、北口と南口両方に観光協会事務局が設置されている。事務所の位置や人員配置も含めて考えるべきである。キハ52の展示、鉄道ジオラマなどの管理とあわせて行えるようレイアウトを考え、維持管理経費を軽減すべきである。

遊具のようなものを置く計画で、コンサルタントに丸投げではないのか。本当に必要なものなのか。南口では物品販売はされないということなので、北口商業エリアへお客を誘導すべきではないかなど改善意見が多く、引き続き調査をすることとしております。

次に、滑川市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町の富山県東部の北陸本線沿線各議会と構成している連絡協議会における富山県要望の取りまとめを行っております。

要望項目として、

- 1、並行在来線の運営については、公共交通の安全性と利便性の確保のため、通信指令、保守点検等で各県が連携し、一体的に実施できるよう検討すること。
- 2、並行在来線の県境をまたぐ運行については、現在の利便性を損なうことがないよう隣県との協議を進めること。特に、日本海側を縦貫する優等列車の代替として、金沢駅・糸魚川駅間を往復する快速列車を利用者の視点に立ち、数本確保できるよう最大限の努力を行うこと。
- 3、住民や利用者の利便性向上のため運賃を抑制するとともに、在来線各駅でJRの乗車券を購入できる環境の整備等に努めること。
- 4、並行在来線の運行に関しては、富山地方鉄道との相互乗り入れの検討を進め、ダイヤ編成等 に十分配慮すること。また、黒部駅どまりの列車については、泊駅以東への延伸を実施すること。
- 5、JRからの資産譲渡に関しては、新型車両の導入やホームのかさ上げ等を含む設備の改修及び安心・安全の面から、線路、鉄橋、高架、駅舎等の整備をJRの責任において、経営分離する前に実施するようJRとの交渉を進めること。
 - 6、あいの風とやま鉄道株式会社への市町村の財政負担は、自治体の財政力を十分に勘案し、過

- 358 -

-

重にならないようにすること。特に、経営安定化基金のあり方について、使途や拠出等の協議を市 町村と十分に行うこと。

7、JR西日本による富山・金沢間の新幹線シャトル運行については、利便性が向上するものと考えられるが、あいの風とやま鉄道株式会社にとって経営面等で不利になることが予想されるため、 県として十分配慮すること。

以上、11月5日に富山県に対し、4市2町の議会連名で合同要望を行っております。また、来年には、同会でえちごトキめき鉄道へ説明会を申し入れることも決定しております。

開業までの期限が迫る中、早急に結論を出さなければならない課題も山積しておりますことから、 今後とも積極的に付議事件調査に取り組んでまいります。

次に、8月27日及び10月22日に市外調査を行っておりますので、ご報告申し上げます。 去る8月27日、市外調査として姫川流域行政経済会議に出席をいたしました。

同会は、新潟県、小川県議、長野県、宮澤県議の姫川流域を地盤とする県議会議員が、県境を越えて松本糸魚川連絡道路、国道148号、姫川河川などの整備促進について連携を呼びかけた研究会であり、今回で12回を数え、糸魚川市からは米田市長をはじめ所管の部課長、議長及び本特別委員会で出席しております。本会へは議会、行政のみならず経済、観光、産業などの各界の方々も参加をしております。

その際、阿部長野県知事も出席され、「日本海時代に期待する」と題し講演を行い、これは争う 競争と、そしてともに創造するの共創であります、「競争と共創で新しい可能性を拓く」の表題で、 この日のためにつくられた資料をもとに基調講演を行っております。

長野新幹線から北陸新幹線時代へ新たな視点での広域連携の必要性を強調、地域間連携の重要なインフラ整備として国道148号の整備拡充と、松本糸魚川連絡道路の整備の必要にも言及しておりました。歴代長野県知事、初となる地元地域での力強い講演に大きな期待が持てる会となり、小谷、白馬の議会、行政、経済の皆さんとも、今後とも一致団結して運動を展開していくことも確認することができました。

次に、10月22日、高岡市と金沢市に北陸新幹線開業に向けた新幹線駅周辺整備と観光誘客の 取り組みについて市外調査を行っておりますので、ご報告申し上げます。

まず、高岡市でありますが、北陸新幹線の新高岡駅は、現行のJR高岡駅から約1.5キロメートル南の分離駅となります。新幹線駅は1日4,000人の利用が見込まれ、駐車場800台分と大型バス駐車場、バス乗務員の休憩室が設けられ、飛騨、越中、能登の観光情報、伝統工芸と地場産品の展示販売などのテナントが入り、近接するJR城端線には新駅も設けられます。

能登方面、高山方面の玄関口として、レンタカーの整備とともに地元バス会社とタイアップして、 世界遺産をめぐるバスの実験運行も行われております。

また、高岡市出身のデザイナーに依頼し、観光大使あみたん娘というアニメキャラクターをつくっているほか、食では世帯消費額が日本一の昆布を活用した昆布飯、昆布スイーツを開発し、ブランド化を推進しております。

委員からは、分離駅のハンディを逆手に、新幹線駅と在来線駅周辺を一体的に整備し、立地的な優位さから、十字型広域観光連携や交通網を確立していること。市内散策やお土産、食などのおもてなしに感心するとともに、市内外からの視点による整備を糸魚川市も見習うべきとの意見が出さ

れております。さらに、並行在来線の糸魚川までの乗り入れ増便は、貨物の使用料に影響するという新潟県側の課題であることを指定され、改めて富山県と新潟県の認識の違いが浮き彫りになりました。

次に、金沢市でありますが、金沢市ではプロモーション推進課を設置し、新幹線開業プロモーションイベントを計画しております。首都圏へのプロモーション強化では、JR東日本とのパイプを深め共同プロモーションを展開、特に、長野市とも連携する中でJR東日本への窓口をつくり、みずから持つJR西日本への窓口とあわせ、お互いに効果を高める展開を図っております。

滞在型観光促進では、金沢プレミアムツアー、ナイトミュージアムなど、ナイトカルチャーを創出、発信しております。例えばナイトミュージアムでは、市内博物館や美術館の開館時間を延長し、滞在時間を長くして宿泊に結びつけるとのことでありました。

リピーター拡大に向けた展開強化では、芸子さんの芸や遊びの体験のほか、修学旅行誘致を行っており、都市間交流・連携では、ミシュランで三つ星を得ている高山市、南砺市、白川村と連携し、世界遺産をめぐる北陸飛騨三つ星街道、加賀藩ゆかりの地との連携など広域観光を展開しております。

さらに、台湾をはじめ東南アジアを対象に、中部北陸圏域9県による昇龍道プロジェクトで、外国人誘客には短期滞在のアジアと、長期滞在の欧米の違いに合わせた活動を行っております。

受け入れ環境の整備では、開業機運の熟成と開業記念イベント、おもてなし環境の整備、ICT を活用した情報発信の充実強化に取り組んでおりますが、開業記念イベントの金沢シティマラソンは1万人規模で、近接自治体とも宿泊受け入れでは連携を図っております。現在、1日4万人の利用がある金沢駅ですが、新幹線開通後には7万4,000人と倍増が見込まれており、東口の再開発と西口の土地区画整理事業が進められておりました。

委員からは、金沢は観光客を招き入れる戦略プランをしっかり持って取り組んでいる。独自の文化を研ぎ澄まし、お客様に買い求めていただくまでの仕組みが糸魚川は弱い。広域観光の連携などで、具体的な取り組みが進められている状況を見て、糸魚川のおくれを感じた。糸魚川は広域観光という点で、白馬という大きな観光地とどのように連携を深めていくか、具体的な取り組みを進める必要があるなどの意見が寄せられました。

高岡市も金沢市も受け入れ環境整備において、関連する自治体等とウイン・ウインの関係を築き、観光誘客が経済に結びつく工夫がなされており、糸魚川でもこうした取り組みが必要であると感じました。北陸新幹線開業は、何もしなくても金沢のひとり勝ちと思われておりましたが、世界の交流観光拠点都市を目指した多くのプロモーションと、担当者の熱意に圧倒されたところであります。

以上で、新幹線・交通網対策特別委員会の中間報告を終わります。

議長(樋口英一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

- 360 -

+

.

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。 ここで暫時休憩いたします、11時5分まで。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 開議

議長(樋口英一君)

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第5.議案第132号から同第137号まで、同第156号、 請願第5号及び陳情第11号

議長(樋口英一君)

日程第5、議案第132号から同第137号まで、同第156号、請願第5号及び陳情第11号 を一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

松尾委員長。 〔18番 松尾徹郎君登壇〕

18番(松尾徹郎君)

おはようございます。

委員会審査報告をいたします。

去る、12月2日に開かれました本会議において、総務文教常任委員会に付託されました本案について、12月13日に審査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果につきましては、お手元配付のとおり、議案はいずれも原案可決、また、請願及び陳情については、いずれも不採択であります。

初めに、議案第132号、糸魚川市公民館条例の一部を改正する条例の制定、及び議案第133号、糸魚川市集会施設条例の一部を改正する条例の制定については、一括説明、一括質疑として取り扱いましたのでご了承願います。

議案第133号、集会施設条例において、委員より、青海地域における公民館と支館との関係については、これまでもいろいろと意見があったが、今までの青海地域における公民館体制は、糸魚

川・能生地域の公民館体制と違っていただけに、それらの集会施設と同じ取り扱いになった場合、これまで青海地域で議論されてきたことが生かされるのかどうか。地域自治の仕組みを全く変えていくわけであり、今後の取り扱いに非常に不安を感じるとの質疑に対し、現在、16地区にある公民館の館長とは、支館に移行した場合の管理面や費用負担等について協議を重ねている。旧青海町の管理体制も考慮に入れながら、来年4月1日以降は、地区民の意向を踏まえた上で、16支館と市で管理契約を結ぶ予定である。

なお、この公民館体制については、いまだに検討課題も残されているだけに、今後の体制整備に向け、行政の一層の努力を願うものであります。

以上が主な経過であり、採決の結果、議案第132号、議案第133号は、原案のとおり可決しております。

次に、議案第134号、糸魚川市博物館条例の一部を改正する条例の制定についてでは、青海自然史博物館の閉鎖に伴い、フォッサマグナミュージアムに統合するためのものであり、質疑なく、原案どおり可決しております。

次に、議案第135号、字の変更についてでは、能生鬼伏地域の字混在箇所を整理し、土地管理 を円滑にするためのものであり、質疑なく、原案どおり可決しております。

次に、議案第136号、財産の取得についてご報告いたします。

この議案については、防災行政無線のデジタル化に伴い、デジタル方式の戸別受信機を購入する ものであり、取得予定価格は3,228万7,500円であります。

委員より、今回、戸別受信機を750台購入予定とのことだが対象地域はどこか。また、対象地域における普及率はどのくらいになるのかとの質疑に対して、対象地域は青海地域であり、現在、約1,100台程度の利用がある。今回の750台導入で普及率は7割程度になり、東側から順次、整備していく予定である。

なお、青海川から西側においては次年度以降を予定している。また、事業の進捗状況にもよるが、 例えば2年を目標に、できるだけ早く整備したい考えであるとの答弁であります。

その他、質疑はなく、原案どおり可決しております。

次に、議案第137号、指定管理者の指定についてご報告いたします。

本議案は、糸魚川市青海屋内水泳プールの指定管理者の指定であり、応募企業は株式会社新潟ビルサービス1社であります。

委員より、指定管理者の評価はどうか。しっかりと評価し、行政が指導していくことがないと、 事業そのものも活性化しないと思う。したがって、担当課だけで判断するのではなく、行政全体で 指定管理者に対する評価システムをつくる必要があると思う。

また、指定管理者選定に当たり、現在までの収支報告書、計画書、指定管理料が適正なのかはっきりしない。これからは外部監査の導入も必要だと思うがどうか。

雇用については、地元から採用しているのかとの質疑に対して、指定管理者制度導入において重要な点は、指定管理料の料金設定を幾らにするのか。また、公平性、透明性、競争性なども必要である。加えて、リスク分担をはじめ指定管理した施設の評価、監査、チェック体制も重要な点であるだけに、外部からチェックできるような体制を26年度からつくっていきたい。

なお、施設の職員については、全員地元採用であるとの答弁であります。

- 362 -

-

その他、活発に質疑が交わされております。採決の結果、原案可決であります。

続きまして、議案第156号、平成25年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算(第1号) について、ご報告いたします。

初めに、本議案の債務負担行為3,600万円は、柵口温泉施設改修事業にかかわる実施設計委託料として計上されたものであります。

当初は、指定管理業者を選定した後で指定業者と協議の上、改修に入る予定でありましたが、急遽、方針転換に至った理由につきまして、まず、第1点目としては、本館部分(旧上能生小学校校舎)の老朽化と耐震性の問題により、早急に対応しなければならないため、取り壊しの必要性が生じたこと。加えて、施設内における動線等の問題があり、改修しない場合、現状のままだと指定管理者の受け手がいないということが想定されるようになった点であります。

また、2点目としては、仮に改修せず指定管理に移行したとしても、いずれ大規模改修しなければならない時期が来るだけに、そのときの修繕費は糸魚川市の施設であるため、当然、市が全額負担しなくてはならない。そのためまずは改修し、利益の出やすい状況にした上で、指定管理に移行したほうが指定管理料を抑えることができると判断したからであります。

3点目としては、この施設設置についてのいきさつは、農林水産省の山村振興策として取り組んだものであり、旧能生町時代の上能生地区の活性化策、及び地域経済と観光振興、地元雇用維持のために行ってきた事業であり、行政が特別会計として進めてきただけに簡単に閉鎖もできない。さらに、農林水産省の補助金を活用しているため、民間譲渡もすぐには移行できない。仮に民間譲渡した場合、補助金返還が生じ、また、その場合、糸魚川市として今後の農林水産省への補助金申請に支障を来たすことも想定される点などであります。

4点目としては、温泉センターについては、老朽化の問題と、人件費等の関係で権現荘全体の収益性に問題が生じているため、行政改革の観点からも、一本化にするほうが収益性の面からもよいと行政側が判断いたしました。この点に関しては、以前から総務文教常任委員会でも同様の結論を出しております。

さらに、この改修費用については、国の経済対策でもある元気臨時交付金を活用したいとの理由で、そのスケジュールからこのたびの改修計画となった理由であります。

以上が、方針転換に至った理由であり、これを受け行政側より説明を受けた後、質疑に入っておりますので、その経過をご報告いたします。

委員より、今回の債務負担行為3,600万円の内訳とその算定根拠について、また、12月11日に糸魚川市旅館組合、糸魚川民宿協会から提出された権現荘改修計画、及び行政が引続き経営することに対する疑義について記された、糸魚川市直営による宿泊施設の運営継続に関する説明会設営の申し入れについては、どのように考えるか。関係者には、十分な説明がされていないとの質疑が出されました。

それに対して3,600万円の内訳については、改修工事のための実施設計業務委託料であり、 改修工事の種類にもよるが、改修工事面積、また、工事内容をもとに設計業務の費用を算定した。 また、権現荘の改修計画と今後の方針等については糸魚川市旅館組合、糸魚川民宿協会をはじめ関 係する事業者へ説明をさせていただくとの答弁であります。

また、12月11日に、糸魚川市旅館組合、糸魚川民宿協会から提出された説明会申し入れ書の

概要を申し上げますと、現在、旅館、民宿、飲食店等相次いで閉店し、全盛期の約半数に減少する など大変厳しい経営状況にある。それらを考えた場合、市が直接管理運営する権現荘に対し、大規

模な改修工事を行うことは民業圧迫につながるだけに、関係業者に詳細な説明をお願いしたいということと、一部地域の活性化に限るのではなく、市全体で観光産業を育成するための事業費、及び今後の支援策をお願いしたいという切実なものであります。

それらをもとに質疑が交わされましたが、所管事項調査報告と同様の内容であり割愛いたします。 審査終了後、改めて委員より、関係業界の現状をよく理解し、公平な立場で市全体としての観光 政策をはじめ、支援策をお願いしたいという意見が出されました。

また、別の委員からは、権現荘を指定管理者へ移行する場合の留意点として、まず、指定管理者の募集から指定管理料を含めた決定までの過程は、これまでの手法にとらわれず、詳細設計完了後、数社と協議を重ねるような柔軟な方法をとっていただきたい。

また、2点目として、採算性向上に経験豊かな支配人を中心として取り組むのはわかるが、努力 規定だけではなく、経営監視、改善の仕組みをつくって臨み、より確実に成果を上げるよう望む。

また、3点目として、チーム糸魚川という観点で、権現荘及び上南地区だけの経営改善、地域振興だけでなく、糸魚川市全体の活性化につなげる方策を模索し、実行していただきたい。

加えて、将来的な完全民営化を視野に入れた検討を並行して行うことなどの意見が、委員より出 されております。

以上が主な意見でありますが、この問題につきましては、今後、建設産業常任委員会でも取り上げていただき、関係各課とも連携の上、今後の観光振興策、関係業者への支援策など、協議を重ねていただきたいという意見も出たことをつけ加えておきます。

その他、活発に質疑が交わされましたが、起立採決の結果、賛成多数で原案どおり可決いたしま した。

以上で、総務文教常任委員会、審査報告を終わります。

議長(樋口英一君)

暫時休憩します。

午前11時37分 休憩

午前11時38分 開議

議長(樋口英一君)

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

- 364 -

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

新保議員。 [16番 新保峰孝君登壇]

16番(新保峰孝君)

おはようございます。

議案第156号、平成25年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算(第1号)について、反対討論を行います。

債務負担行為で、柵口温泉施設改修事業として平成25年度から26年度まで、限度額3,600万円が計上されております。大改修の実施設計費用ということであります。この中には、 権現荘に温泉センターが統合されるという問題も含まれております。

権現荘は本館開館から26年目となります。バブル景気のころに本館と新館が建設され、10年目、複合不況のときに別館が建設されました。当時と社会経済状況が大きく変わり、最高時、平成10年度、2万5,860人だった宿泊客は、平成24年度、1万1,291人となり半減しました。権現荘と温泉センターを合わせた日帰り客も、最高時、平成6年度、10万6,000人でしたが、平成24年度には5万3,000人と半減しております。旅館業を取り巻く環境は、非常に厳しくなっております。このようなときに3億円から4億円といわれる大改修を行うのであれば、こういう節目のときにこそ公でやるべきこと、民間でやるべきことの区分けをしっかりして、取り組むべきではないかと思います。

直営から指定管理に移行した後、速やかに民間に移譲すべきではないか。競合する宿泊部門からは、手を引くべきではないかと考えるものであります。公衆浴場的な温泉センターは、市の施設として残すべきではないかと考えます。残念ながら計画は、権現荘に温泉センターを統合すること、直営2年の後、指定管理に移行することは明言されましたが、その後のことは、はっきりしておりません。指定管理に移行しても複雑になるだけで、競合の問題、指定管理料の問題等、これまでとあまり変わらないのではないかと思います。このような点から、本案には反対するものであります。以上であります。

議長(樋口英一君)

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

保坂議員。 〔6番 保坂 悟君登壇〕

6番(保坂 悟君)

公明党の保坂 悟でございます。

議案第156号、平成25年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算(第1号)について、賛成討論を行います。

このたびの補正は、権現荘の改修計画について、年度内に実施設計業務を完了することができないため、債務負担行為により平成26年度も引き続き業務を実施するためのものであります。限度

額を3,600万円とするものであります。

行政の考えでは、老朽化した施設の更新と温泉センターとの機能統合、利用者へのサービス向上、 財政負担の軽減、有利な財源確保のためとしております。さらに、改修工事完了後2カ年の決算状 況を見て、次年度中に指定管理者制度へ移行するというものであります。

私は当市における権現荘の位置づけを公の宿として、全国でもまれな成功事例にすることが、交流人口の拡大を目指す糸魚川市が生き残るために重要と捉えております。

確かに全国ではバブル景気以後、各自治体では第三セクター方式で入浴施設がたくさんつくられ、 競合する施設が増加し、その後、景気悪化と人件費等の管理の甘さから撤退している施設が、ほと んどと思っております。しかし、そのような中、課題を抱えながらも権現荘は旧能生町の地域振興 拠点として、地域と行政が協力しながら存続をしております。そこで、このたびの改修計画に伴い、 権現荘の役割を外国人誘客の宿、教育支援の宿、福祉支援の宿として、民間の宿泊施設とすみ分け を行い、独自の公の宿を目指すべきと考えております。

幸い権現荘周辺においては、スキー場、ゴルフ場、田園、川、海水浴場、港などがあり、お米、 越の丸ナス、カニ、エビといった地元食材がそろっております。日本の季節を体感できる環境が整っており、ジオサイトも点在しております。公の力で、公でしかできない取り組みを、あえて行う べきと思います。

例えば、海洋高校と連携して開発商品を食べるプランや、地元漁協と連携して、未利用魚のつみれづくリプラン、ヨモギの効用学習とヨモギ料理をつくって食べて元気になるプラン、アンコウの解体ショープラン、カニの食べ方マスタープランなどを行い、各種認定証を差し上げるとよいと考えております。そのような形で地域の生産者や、子どもたちとタイアップした宿泊プランを提案し、うまくいった企画は、民間宿泊施設にフィードバックする役割を担うべきと考えます。

世界ジオパークのまちとして、特に外国人誘客に力を入れるべきと思います。そのためには国をよく選択し、ターゲットを絞り、雪、海、米、日本酒、祭り、流しそうめんや握りずしの体験をするなど、日本のさまざまな文化に触れて喜んでいただく施設を目指すべきと考えております。

また、ジオパーク戦略プランにもありますが、小・中学生を中心に体験学習、修学旅行にふさわ しい場所となる施設を、この改修工事のタイミングで行うべきと考えます。さらに世界ジオパーク 認定のパイオニアのまちとして、ジオパークにかかわるスタッフの養成所として定期的に研修を開 催するなど、その機能をこの権現荘に持たせるべきと考えております。

それから、以前より提案しておりますが、徹底したバリアフリー化を行い、障害者の方々が利用 しやすい施設にもすべきと考えております。

行政はこれまで市民に目を注ぎ、市民の行政サービス向上を旨としてきております。しかし、今は自治体間競争が激しく、糸魚川市の存続を考えたとき、市内の市民サービスを向上させるためには、市全体で官民一体で外貨を稼げる、もうける仕組みを構築することが必要であると思います。場当たり的な見た目のコスト削減では、将来へのやる気、元気、熱気を奪い、結果的に経済衰退になってしまいます。しっかりとした、30年持続可能なまちづくりビジョンを持って、思い切った権現荘改革をまず行うという視点で、このたびの補正に賛成するものであります。

各議員におかれましては、地域活性化拠点の改革として、官民一体で、さまざまなプランをつく り出す拠点としての施設改修計画の補正であるという認識で、ご賛同いただきたくお願い申し上げ

- 366 -

ます。

以上で、議案第156号、平成25年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算(第1号)についての賛成討論を終わります。

ありがとうございました。

議長(樋口英一君)

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

吉岡議員。 [15番 吉岡静夫君登壇]

15番(吉岡静夫君)

議案第156号、平成25年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算(第1号)について、反対の討論をさせていただきます。

私が市議会にカムバックさせてもらったのが、平成21年でありました。その前から、この問題は論議されておりました。しかも以降、その中身は二転三転といいましょうか、方向づけ、対応姿勢もそれなりに変転を見せてまいりました。そして、きょうの日を迎えております。議会審議をはじめ、その他の場面でも決める潮どきだ、タイミングだの声も、特に、行政執行側から出されるこのごろであります。ですが私はこの問題、今回のような形での決め方では、この先、5年先、10年先、あるいは20年先に、悔いが出てくると思っております。むしろ今が見直すべき潮どき、タイミングと申し上げます。

ということで、私は本案件について反対の討論をさせていただいとるわけであります。

その論拠を幾つか申し述べさせてもらいます。

今回の措置は、先ほど来、取り上げられておりますように、設計委託費としてとなっておりますが、中身は、まさに事業費そのものの先駆けであります。そしてその中身、これは多くの方々が取り上げておられるように、多くの問題点、課題があります。課題を抱えとると言ってもよいと私は思います。その問題点のうちから幾つかに絞ってみます。

その1つ、官と民、官がやるべきものと民で動かせていく性格のもの、その辺の仕分けが私に言わせればしっかりしてない。例えば第三者で構成された、第三セクター等経営健全化の取り組みについての報告がありますけれども、この中では、このことについて行政目的のための事業そのものの存在意義が乏しいと。あるいは宿泊施設を直営で実施することによる弊害が大きい。あるいは民営化を図るべきだと、このような語句が重ねて出て、あるいは指摘されております。

2つ目として、一体化の問題であります。権現荘はホテル業的、雑駁と言えば雑駁な言い方かもしれませんけれども、ホテル業的な色彩が強い。一方、温泉センターは、まさに市民1人1人の健康、福祉施設としての位置づけで歩んできました。それらを一体化しようとすること自体が無理なのです。これまでの説明では、具体的に施設、建物といいましょうか、入り口や浴場を一本化しないとか言っております、そういう説明もあります。しかも確定したわけではありません、それは。しておりますけれども、一方で一体化しようとしながら、他方で一本化しないということ自体、まさに矛盾なのです。

その3つ、補助金の問題。これもちょくちょく出ておりますが、補助金や交付金の縛りから離れ

て対応しようという考えや動きもあります。これも1つの受けとめ方かもしれませんが、今後の補助金申請がという不安の縛り、これもあります。さらには元気交付金の期限内有効活用という縛りもあります。しかし、行政の目指す姿勢が主であります。補助金や交付金は従であることだけは、行政執行上、守り続けなければならない、原則、鉄則です。この辺、私に言わせますと、やはりはっきりしないまま本件に対応してはならないと、こう思っております。

その4つ目、指定管理者制度の問題。長い審議の中で、指定管理者制度への対応が課題となっております。この制度、例えば全体のガイドラインのあり方、管理費のあり方、外部監査のあり方、公募のあり方などなど、今回の各議案審査の中でも、あるいは各委員会の動きの中でも問題、あるいは課題となっております。これらの根っこの問題に、包括的に、基本的にきちっと対応した上で、当案件に対応すべきです。

その5つ、民意という問題です。この問題、肝心の民意がどう動き、どう対応しているかが、私に言わせればはっきりしていません。極めて曖昧とさえ私は見ております。もちろん、いわゆる官製での懇談会的なものはありました。私も出席しております。しかし私が見るところ、明確に民意を把握したというわけにはいかないというのが現実です。今です。この会期中に明らかになった、いわゆる申し入れ書、要望書といいましょうか、その動きなどが如実にその事実を示してくれております。

いま1つ、この根底には、私がいつも考えておることですけれども、お上のやることに文句を言うのは、はばかられるという、いわゆる市民の私たち1人1人のそういったものがないとは言えない。しかも地域の活性化だとか市民のためだと言っているのにという、いわば何と言いましょうか、そこをおもんぱかるという空気にも、逆に言うと行政は留意しなきゃならないと私は思います。

最後に、るる申し述べてまいりました。これを踏まえて、冒頭言いましたように10年、20年 先を見据えて、ここはひとつ根っこを、足元を見直す、取り組み直す、まさにその潮どきとしよう ではありませんか。これは行政側にも言えますけれども、議会の皆さんにも訴えさせていただきた い、タイミングとしようではありませんか。

このことを提言して、以上、議案第156号、平成25年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正 予算(第1号)についての反対討論とさせていただきます。

以上です。

議長(樋口英一君)

次に、渡辺重雄議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

渡辺議員。 〔3番 渡辺重雄君登壇〕

3番(渡辺重雄君)

清生クラブの渡辺重雄でございます。

議案第156号、平成25年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算(第1号)について、賛成討論を行います。

今回の柵口温泉施設改修事業の債務負担行為に関してでありますが、まず、私は糸魚川市にとりまして交流人口の拡大は、人口対策や各産業にも大きな効果が期待できるだけに、政策的な取り組

みが必要と考えております。

とりわけ、当面はジオパーク事業、新幹線開業に合わせた対応に大きな期待を持っているわけであります。そのためには各種の受け入れ体制の整備も大切なことであり、公共の宿として権現荘の 役割も大きなものがあると考えております。

都市化されたところでは、来訪者対応のほとんどは民間により可能でありますが、当市の場合は 諸条件を考えた場合、まだまだ行政対応も必要な部分もあります。ただ、権現荘に関しましては、 公共の宿として民業との兼ね合いや連携、そして地域との連携も密にして地域振興につながる運営 をすることが第一義であり、言うまでもありません。

合併後、権現荘に関しましては、利用者の落ち込みから利用料金問題やサービスの質など、多くの課題について議論をしてまいりましたが、なかなか経営改善につながらず、ハード・ソフトともに抜本的な改革を迫られているわけであります。

ハード面においては平成22年3月に、第三セクター等経営検討委員会から、第三セクター等のあり方に関する報告書で、施設の老朽化に関する対応など施設維持の方向性について提言され、行政の基本的な考え方も示されましたが、その後、市民からのさまざまな反響もあり、行政の新たな対応を含め判断が注目されていたところであります。特に、温泉センターの扱いに関しましては、行政の提案に対してさまざまな論議を通じ、市民の関心の高さと愛着の強さを感じているところであります。

このようにして業績不振と施設維持問題が重なり、多くの課題を抱える中、その対応も大変難しいものであったわけでありまして、行政の苦悩も察するところであります。今回は今までの軌道を修正し、市民要望も受けとめた、かなり明確な方向を示していただいたと評価をいたしております。

内容的には、老朽化という部分だけでなく、施設の利活用の上での機能的に弱い部分の改修、そして温泉センター機能を新たに権現荘に併設する形での改修は、利用者である市民の声を取り入れたものと評価をしております。今後は具体的な設計に入るものと思いますが、ここ3年から4年にわたって多くの市民の声もお聞きしていると思いますので、できる限りの反映をお願いしたいと考えます。

ソフト面での公共の宿という点に関しましては、地元食材の活用に関して、地域からまだまだ多くの要望がありますし、活用によって地域の活性化と権現荘の業績アップにつながる提案もあります。また、民間の関連業者との連携に関しては、まだまだ温度差があると考えておりますので、改めて早急に話し合いをすることを要望いたします。

今後に向けては全市を挙げて交流人口を拡大し、大勢の皆さんからおいでいただくことで、今回 の各種の懸念も解消できるはずです。その点では、米田市長が提唱しております、このほど発足したチーム糸魚川が大いに期待できると考えます。

最後に、今回の予算計上から始まる各種の権現荘活性化策は、健全経営に向けた真剣勝負でなければならないことを強調して、賛成討論といたします。

議長(樋口英一君)

次に、古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

古畑議員。 〔20番 古畑浩一君登壇〕

20番(古畑浩一君)

議案第156号、平成25年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算(第1号)について、反対の立場で討論を行います。

本議案は、総務文教常任委員会において委員長報告のとおり、賛成多数で審査を通過いたしましたが、賛成3、反対2、棄権1という際どいもので、賛否同数で委員長判断となる寸前の採決でありました。

争点は、合併以来、赤字続きの権現荘の赤字補てんを税金で賄うことが3年連続で続き、大きな疑問が呈されたこと。官と民との境界線を明確に定めるため民間移譲を模索されたが、国の補助金問題で難しいとされ、指定管理者制度導入となった。しかし、大規模改修と同時に移行するとの基本方針が、市長改選後、当面の間、市営で行うと突如として変更、議会側から反発を受けていると。また、世界ジオパーク、新幹線開業を核に、交流人口の拡大など声高に叫ばれる一方で、市民の宿泊業やかっぽう、食堂などは閉店、廃業が相次ぎ、深刻な状況が続いております。

民業圧迫に対する懸念や不公平感、赤字経営といいながらボーナスが支給されていることなど、 市内観光・宿泊業者から大きな疑問の声が上がり、市に対して納得のいく説明を求める要望もされ ていること。 3 億円から 4 億円という巨額な改修費が本当に必要なのか。また、投資した税金は回 収できるのかなど具体的な計画が示されていないこと。こうした背景をもとに公の意義が問われる こととなりました。

行政側は、当面の間という曖昧な表現を、改修後2年を直営に、3年後には指定管理者制度に移行する。管理費はなしで独立採算制にするなどとしましたが、施設修繕費は行政負担、法人税や固定資産税は免除など優遇措置は変わらず、民業圧迫、不公平性の是正にはつながらないものと考えます。

公の宿は、バブル全盛期のリゾート法時代、かんぽの宿などが大きな問題となり、以来、行政が行わないと法改正もされ、5年内に廃止、民間移譲することなども盛り込まれております。全国各地で市営、第三セクター施設が財政上の大きな負担となっており、そのあり方が問われております。求めるものは権現荘の廃業ではなく、公平な観光行政と支援策であると考えます。

木を見て森を見ずという言葉がありますが、能生上南地区の活性化、権現荘だけ生き延びればいいということではなく、まず、市全体の活性化計画を明確にすべきであると思います。

以上の観点から、本案には賛成できないものと考えます。

以上で、討論を終わります。

議長(樋口英一君)

以上で、通告による討論が終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第132号、糸魚川市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いた します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

- 370 -

.

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第133号、糸魚川市集会施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いた します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第134号、糸魚川市博物館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第135号、字の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第136号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第137号、指定管理者の指定について(糸魚川市青海屋内水泳プール)を採決いた します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第156号、平成25年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算(第1号)を採決

いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起 寸〕

議長(樋口英一君)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、請願第5号、「特定秘密の保護に関する法律案」の廃案を求める意見書提出に関する請願 を採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[起 立]

議長(樋口英一君)

起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

次に、陳情第11号、「年齢計算二関スル法律」の改正についての意見書の提出を求める陳情を 採決いたします。

本案に対する採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

本陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立なし]

議長(樋口英一君)

起立はありません。

よって、本陳情は不採択とすることに決しました。

日程第6.議案第138号から同第152号まで及び同第157号から同第160号まで

議長(樋口英一君)

日程第6、議案第138号から同第152号まで及び同第157号から同第160号までを一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

保坂委員長。 〔6番 保坂 悟君登壇〕

- 372 -

+

.

6番(保坂 悟君)

初日の本会議で当委員会に付託となりました本案について、休会中に審査を行っておりますので、 その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告のとおり、全ての議案について原案可決であります。

審査における主な事項についてご報告します。

議案第138号及び139号の条例改正については、宿泊料金等の変更が主なものであり、これまで1泊2食つきの料金の上限を定めていたものを、1泊食事なしの金額を基本料金とすることで、利用客のニーズと指定管理者の裁量によってさまざまな食事内容の設定が可能となり、利益向上につながると考えているということでありました。

次に、指定管理者の指定についての議案が6件ありましたが、いずれも指定管理者を公募したのではなく、今までの指定管理者に、再度、指定する内容のものでありました。

委員の中からは、指定管理の審査に当たっては、今後の事業計画や見通し等が提示されなければ 賛否を問えないのではないかという意見も出されましたが、これについては、今回の議決の対象が 施設の名称、指定管理者、指定期間であって、指定管理料の部分については予算によるということ であり、予算が成立した後に、指定管理料を含めた年度協定が取り交わされるとの説明を受けてお ります。

行政側からは、今後の指定管理の管理体制として、外部の人も含めた管理、チェック体制を平成26年度で対応できないか検討したいという答弁もなされました。

また、数年前から委員会で指摘されておりました、指定管理者である第三セクターの社長に米田市長がなっていることについて、火打山麓振興株式会社では、今月開催された株主総会と取締役会において米田市長が社長を辞任して、これまでの中村副社長が社長になり、市からは織田副市長が代表取締役になることが決まったということでありました。

今回はシャルマン火打スキー場を優先したが、市長が社長になっているものについては、順次、 交代していきたいということでありました。

なお、火打山麓振興株式会社の新社長の報酬については、平成23年度予算で予定していたとき と同額が示されているということであります。

次に、議案第140号と141号の下水道等の使用料にかかわる条例改正についてでありますが、 これについては、これまで何度も委員会で所管事項として調査を重ねてきたところであり、今回は 改めての質疑はありませんでした。

その他の議案でも若干の質疑はありましたが、割愛をいたします。

以上で建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長(樋口英一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩します。

昼食時限のため13時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 開議

議長(樋口英一君)

休憩を解き会議を再開いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

[「議長」と呼ぶものあり]

議長(樋口英一君)

新保議員。 [16番 新保峰孝君登壇]

16番(新保峰孝君)

日本共産党の新保峰孝であります。

議案第139号、糸魚川市スキー場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第140号、 糸魚川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第141号、糸魚川市集落排水条 例の一部を改正する条例の制定について、議案第142号、糸魚川市浄化槽事業条例の一部を改正 する条例の制定について、議案第144号、糸魚川市水道条例の一部を改正する条例の制定につい て、議案第145号、糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 146号、糸魚川市簡易水道条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

内閣府の7から9月期のGDP速報を見ますと、消費税8%への引き上げ前の駆け込み住宅投資と公共投資が成長率を支えており、設備投資や輸出は急減し、輸入がふえております。企業収益の回復にもかかわらず非正規、不安定雇用の増大により、雇用者報酬も引き続き下がっております。このようなときに消費税を引き上げれば、景気は一層落ち込むことが予想されます。このことから消費税増税関連のこれらの議案には反対であります。

なお、下水道条例改正では、それに加えて経費回収率の50%までの引き上げということで、定期的な引き上げが考えられております。環境省資料の生活排水処理施設の効率的整備の中に、人口別下水道経費回収率が出ておりますが、糸魚川市が入る人口1万人から5万人レベルでは38%で、人口が多い都市ほど回収率が高く政令市は89%、人口5,000人から1万人は27%などとなっております。市の推計でも、値上げしなくとも10年後には回収率37%くらいになっております。建設費と維持管理費を抑え、このような厳しいときの値上げは避けるべきではないかと考えます。

人口減少に強いのは個別処理でありますが、集合処理も含め個別処理槽30年、集合処理施設60年、個別処理の機械15年から30年、集合処理の機械15年から35年、管路50年等の法定耐用年数、管路が30年くらい経過したときの陥没や地震等の災害リスクも考慮する中で、使え

- 374 -

るものは使い、節約できるものは節約し、長期の視点で建設費と維持管理費を抑え、使用料を抑え ていく必要があると思います。

徳仙処理場のように、集合処理施設で10年しか経過していない施設を廃棄するようなことでは 困るわけであります。精査を十分に行い、市民負担を減らすために一層の努力を求めたいと思います。

以上で討論を終わります。

議長(樋口英一君)

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします

これより議案第138号、糸魚川市長者温泉ゆとり館条例の一部を改正する条例の制定について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第139号、糸魚川市スキー場条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立]

議長(樋口英一君)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第140号、糸魚川市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起 立〕

議長(樋口英一君)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第141号、糸魚川市集落排水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いた します。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起 立]

議長(樋口英一君)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第142号、糸魚川市浄化槽事業条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起 立]

議長(樋口英一君)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第143号、糸魚川市水道事業及びガス事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第144号、糸魚川市水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起 立〕

議長(樋口英一君)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第145号、糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いた します。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起 立]

議長(樋口英一君)

- 376 -

_

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第146号、糸魚川市簡易水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いた します。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立]

議長(樋口英一君)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第147号、指定管理者の指定について(能生海洋公園)を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第148号、指定管理者の指定について(能生マリンホール)を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第149号、指定管理者の指定について(海の資料館 越山丸・マリンミュージアム 海洋)を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第150号、指定管理者の指定について(糸魚川市グリーンメッセ能生)を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第151号、指定管理者の指定について(シャルマン火打スキー場)を採決いたしま

す。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第152号、指定管理者の指定について(シーサイドバレースキー場)を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第157号、平成25年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採 決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第158号、平成25年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第159号、平成25年度糸魚川市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決 いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第160号、平成25年度糸魚川市ガス事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

- 378 -

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7.議案第153号、同第161号から同第163号まで、 陳情第14号及び発議第15号

議長(樋口英一君)

日程第7、議案第153号、同第161号から同第163号まで、陳情第14号及び発議第15号を一括議題といたします。

本案につきましては休会中、市民厚生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお関連し、発議第15号の説明を求めます。

中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

中村委員長。 〔10番 中村 実君登壇〕

10番(中村 実君)

本定例会初日に、市民厚生常任委員会に付託されました本案については、12月12日に審査が 終了していますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案第154号を除く議案4件については、いずれも原案可決、陳情第14号は採択であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第162号、平成25年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)では、 委員からは、医療用の消耗資材費の増額は、利用者がふえ評価が上ってきたということなのか。ま た、お客さんがふえることにより鬼頭先生の負担もふえるが、どのようなケアをしているのかとの 質問に対し、鬼頭先生が医療を行うようになってから徐々に数字が伸びてきており、その中でも、 特に子どもさんの利用が多くなったと聞いている。

ケアについては、レントゲンを使えるのは鬼頭先生だけであり、今後、MRIやCTを入れることからレントゲン技師を採用し、先生の負担を軽減していきたいとの答弁がありました。

そのほか若干の質疑はありましたが、特段報告する事項はありません。

なお、議案第154号、指定管理者の指定について(糸魚川市健康づくりセンター)については、 指定管理の内容や期間、監査体制などに問題があったことから、今回の委員会で結論を出すことは 難しいということで、継続審査にしたいとの意見が多く、委員会として継続審査とすることに決し ました。

次に、陳情第14号、要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望については、異議なく採択しております。

本陳情は意見書の提出を願意としていることから、発議第15号を提出いたします。

これより提案説明を行います。

現在、社会保障制度審議会の場に、介護保険制度の根幹にかかわる政府案が提出されております。 中でも「要支援者を介護保険制度の給付対象から外し、市町村事業に委ねる」との提案は介護保険 制度の理念を壊しかねない制度の変更であり認めるわけにはいきません。また、市町村においては 財政負担、事務的負担も軽視できないものであります。

厚生労働省は11月14日に開催した社会保障制度審議会介護保険部会に、予防給付のうち市町村事業に移すのは訪問介護・通所介護のみとし、訪問看護や訪問リハビリなどは予防給付として継続することを提案しました。

これは全国市町村議会から意見書が提出されていることや、「認知症の人と家族の会」が支部代表者会議のアピールなどで警鐘を鳴らしたことが一定程度反映されたものと考えます。

しかし、訪問介護と通所介護は予防給付の90%に当たり、要支援者外しの本質は変わってはいません。

高齢化が進展している我が国で、介護保険によるサービスの役割がますます大きくなっております。国は責任を放棄せず要支援者への一定水準のサービスを供給するべきと考え、今回提案されている「介護保険から要支援者を外すこと」と「一定以上の所得のある人の利用料を2割に引き上げること」の項目を取り下げるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、 財務大臣、厚生労働大臣に意見書を提出いたします。

以上で、市民厚生常任委員会の報告を終わります。

「「議長(樋口英一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、 これにて討論を終結いたします。

これより議案第153号、糸魚川市健康づくりセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第161号、平成25年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を 採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

- 380 -

.

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第162号、平成25年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号) を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第163号、平成25年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採 決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、この際、議事の都合により、発議第15号を先議いたします。

お諮りいたします。

これより発議第15号、要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書を採決 いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより陳情第14号、要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての 意見書提出に関する要望については、採択すべきものとみなします。

日程第8.議案第155号

議長(樋口英一君)

日程第8、議案第155号を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

松尾委員長。 [18番 松尾徹郎君登壇]

18番(松尾徹郎君)

議案第155号、平成25年度糸魚川市一般会計補正予算(第4号)について、分割付託となりました総務文教常任委員会所管部分についてご報告いたします。

初めに、2款、総務課関係では、電算化推進事業について、委員より、ウインドウズXPのサービスが終了し、ウインドウズ7にかえる必要があるということだが、パソコンのウインドウズ7、1カ月分の対応とはどういうことか。また、ウインドウズ7に全部入れかえる時期はいつになるのかとの質疑に対し、ウインドウズXPの使用期限は、情報では来年4月と聞く。通常は5年のリースの契約であるが、来年4月に更新しなければならないため、今年度中に契約をしておく必要があるためであるとの答弁であります。

また、ウインドウズ X P、ウインドウズ 7 の使用期限が重なる期間は、両方のリース料金を払うことになるのかどうか。さらに、パソコンを入れかえるだけでよいのかどうか伺うとの問いに、ウインドウズ X P のリース期間は 1 年残っているので、両方のリース代を払わなければならない。また、機器そのものもウインドウズ 7 対応にする必要から、ウインドウズ 7 導入と同時に、パソコン本体も入れかえることになる。リース料の考え方としては、 3 月 1 日に契約し、平成 3 1 年 2 月までの 6 0 カ月分を支払うことになるが、今回は、そのうちの 1 カ月分を予算計上したものであるとの答弁であります。

なお、企画財政課関係部分につきましては質疑はございません。

次に、9款、消防費では、備蓄されている食料品などの賞味期限については、どのように対応されているのかとの質疑に対して、食料品の備蓄期間はおおむね5年であり、5年を経過すると新しいものに変えなければならないため、消費期限の近いものについては、地域防災訓練等で使用しているとの答弁であります。

なお、その他の質疑はございません。

また、10款、教育費全般においても異議なく終了しております。

以上で、平成25年度糸魚川市一般会計補正予算(第4号)における総務文教常任委員会付託分について、報告を終わります。

議長(樋口英一君)

次に、保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

保坂委員長。 〔6番 保坂 悟君登壇〕

6番(保坂 悟君)

初日の本会議で当委員会に付託となりました本案について、休会中に審査を行っておりますので、 その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程では、6款、農林水産業費に関連して若干の質疑がありましたが、報告は割愛をさせていただきます。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

- 382 -

議長(樋口英一君)

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

中村委員長。 [10番 中村 実君登壇]

10番(中村 実君)

本定例会初日に、市民厚生常任委員会に分割付託となりました関係部分につきましては、12月 12日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

委員より多少の質疑はありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の補正予算審査報告を終わります。

議長(樋口英一君)

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

議長(樋口英一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

新保議員。 [16番 新保峰孝君登壇]

16番(新保峰孝君)

日本共産党の新保峰孝であります。

議案第155号、平成25年度糸魚川市一般会計補正予算(第4号)についてでありますが、債務負担行為で能生の学校給食センター管理運営費として、平成25年度から26年度まで3,200万円追加をされております。学校給食センターの委託にかかわる費用とのことであります。

給食は食育の柱の部分でありますが、給食センターの委託は、食育を一層難しくするのではないかと思います。同時に、費用が10%から20%削減できるということですが、教育は人を育てる土台の予算でありますから、こういうところは削減すべきでないと考えます。これまで多くの学校、生徒の給食を預かり、大きな事故もなくこれたのは、直営で意思疎通がよく、仕事に対する熱意があったからだと思います。引き続き直営で行うべきと考えますし、経費削減、先にありきのこのようなやり方には同意できませんので、本案に反対するものであります。

以上であります。

議長(樋口英一君)

以上で、通告による討論は終わりました。

4

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第155号、平成25年度糸魚川市一般会計補正予算(第4号)を採決いたします。 本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する各委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立]

議長(樋口英一君)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第9.議案第164号

議長(樋口英一君)

日程第9、議案第164号、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

米田市長。 〔市長 米田 徹君登壇〕

市長(米田 徹君)

ご苦労さまでございます。

議案第164号の御説明を申し上げます。

議案第164号は、損害賠償の額の決定及び和解についてでありまして、市有施設の破損により 発生した物損事故について、その損害賠償の額を決定し相手方と和解するため、議会の議決をお願 いいたしたいものであります。

今後の市有施設の維持管理につきましては、より一層の万全を期してまいります。

なお、詳細につきましては、この後、所管の部課長から御説明をいたします。

以上でありますが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

田原総務課長。 〔総務課長 田原秀夫君登壇〕

総務課長(田原秀夫君)

議案第164号についてご説明をいたします。

事故の概要でありますが、11月25日午後、市内寺町2丁目にあります市役所車両センターのガラス戸が暴風により外れ、隣接しております株式会社タナベ寺町工場の駐車場に駐車してありました自動車に接触し、破損させてしまったものであります。

市はこの自動車について修理することで対応いたしており、修理の内容は、破損した部品の交換

- 384 -

や板金及び塗装などであります。修理費等の合計は89万2,973円であり、全額を市が賠償するというものであります。

賠償する自動車の修理費については、市が加入しております賠償保険の申請手続をしております。 なお、車両センターにつきましては、11月中に飛散防止の応急処理を実施いたしておりますが、 今年度末までに建物を取り壊す予定で準備を進めております。

以上で、暴風被害によります損害賠償についての説明を終わります。

議長(樋口英一君)

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、 これにて討論を終結いたします。

これより議案第164号、損害賠償の額の決定及び和解についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第10.発議第13号及び同第14号

議長(樋口英一君)

日程第10、発議第13号及び同第14号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松尾徹郎議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

松尾議員。 〔18番 松尾徹郎君登壇〕

18番(松尾徹郎君)

発議第13号、合併市の実態に応じた普通交付税措置を求める意見書について、提案理由の説明 を申し上げます。

当市は、平成17年3月19日に1市2町の合併により、現在、人口4万7,000人、面積746平方キロの中山間地域を有する広大な市域となりました。合併から8年が経過し、新市の総合計画を中心に新たなまちづくりを展開中であります。また、将来的な財源不足も考えられるだけに、長期財政見通しを立てながら財政基盤の強化、財政の健全化に努めているところであります。

しかしながら、その一方で、北陸新幹線関連事業をはじめ、耐用年数に伴う大型公共施設の整備、 また、耐震化に加え長寿命化計画に基づく橋梁の改修、さらには少子高齢化における社会保障費や 各種福祉関係費など、今まで以上に行政需要が増大しております。

そのような中、平成27年度からは、普通交付税算定の特例措置である合併算定替が段階的に縮小されて、平成32年度には実質的な普通交付税が、平成25年度の交付基準額ベースで年間約14億円減少することになり、今後の財源不足が見込まれます。

普通交付税は、地方公共団体の財源不均衡を調整し、国内どこにおいても一定の行政サービスを 提供できるよう財源を保障するものであります。

よって、国におかれては、合併により広域化した市町村特有の財政需要の実態を的確に把握した上で、下記事項について実現するよう強く要望するものであります。

記

- 1 合併市が今後も一体となって市民サービスを維持し、将来のまちづくりが力強く推進できるよう、合併算定替の終了によって捻出される財源の相当額を還元すること。
- 2 還元に当たっては、合併市であるがゆえに削減できない財政需要や新たな財政需要を普通交付税の算定に適切に反映すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいものであります。

続きまして、発議第14号、免税軽油制度の継続を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

免税軽油制度は、船舶、鉄道、農林漁業用機械製造業など幅広い分野に適用された免税措置であり、特にスキー場においては、索道事業者が使用するゲレンデ整備車、降雪機等の軽油についても課税免除の対象となっております。しかしながら、この特例措置が、平成27年3月末をもって廃止されようとしています。

この制度が廃止されたならば、農業・林業・漁業者の大幅な負担は避けられず、また、当市においては、冬場の観光産業の重要な柱であるスキー場の索道事業者にとっても、大きな負担を強いることになりなります。

したがいまして、地域産業の維持、発展と食料自給率向上の観点からもこの制度は重要であり、 その継続が強く望まれております。

よって、国及び政府においては、現行の免税軽油制度を恒久的に継続されるよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣をはじめ関係各大臣、及び衆議院議長、 参議院議長に、それぞれ意見書を提出したいものであります。

- 386 -

以上で、提案理由の説明を終わります。

議長(樋口英一君)

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

議長(樋口英一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、 これにて討論を終結いたします。

これより発議第13号、合併市の実態に応じた普通交付税措置を求める意見書を採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、発議第14号、免税軽油制度の継続を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第11.発議第16号

議長(樋口英一君)

日程第11、発議第16号、特定秘密保護法の採決強行に抗議する意見書を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

_

新保議員。 [16番 新保峰孝君登壇]

16番(新保峰孝君)

発議第16号、特定秘密保護法の採決強行に抗議する意見書について、案文を読み上げて提案理由の説明とさせていただきます。

12月6日、参議院において特定秘密保護法案の採決が強行され、特定秘密保護法が成立しました。同法は、国民の知る権利を侵害し、国民主権を形骸するとの指摘もあるように、国民の各界各層から廃案や慎重審議を求める世論が圧倒的でもありました。

ところが国会で審議が開始されてからも、衆議院においては政府側からの答弁には不一致や、次々に変わったりするなどして審議が混乱し、一部野党からの修正案を取り入れた4党修正案についても、わずかの審議で採決がなされてしまいました。

また、参議院では、衆議院で検討が不足していた論点について十分な検討がなされるべきでしたが、参考人や公述人の多くが、反対意見や問題点を指摘する意見を述べたにもかかわらず、これらの意見についても十分に検討がなされないまま、短時間の審議で採決が強行されました。これらはおよそ重要法案の審議とはいえず、国会の存在意義をみずから否定するに等しいものです。

このように同法案の採決を強行したことは、国民主権、民主主義の理念に反するものであり、到 底容認されるものではありません。

よって、同法の採決を強行したことに強く抗議するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣に意見書を提出するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議長(樋口英一君)

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

保坂 悟議員。

6番(保坂 悟君)

質問させていただきます。

このたびのこの内容を見ますと、採決を強行したということに対する抗議とあるんですが、今回 提出された新保議員はじめ、ほか3名については、この法案自体には反対ではないという理解でよ るしいか。本当にそのやり方がよくなかったという理由だけの提案でしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

新保議員。 〔16番 新保峰孝君登壇〕

16番(新保峰孝君)

この発議は、本案の中身には触れておりません。手法を問うと、そういう発議であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

- 388 -

保坂 悟議員。

6番(保坂 悟君)

そうであるならば、今回のこの審議の経過につきましてですね、10月末から審議が開始されて、 民主党は当初から反対していた。その後、維新、みんなの党が対案を出して協議に参加し、両党は 納得していたという経過があります。11月19日になって突如反対していた民主党が、対案を出 すという経過がありました。それを取り入れて11月21日の採決を1週間ずらして、丁寧に審議 をしていると。

衆議院では45時間、参議院では20時間、地方の公聴会も開催されているというような経過を 踏まえての審議であり、一定のルールに乗った形であるので、それを糸魚川市議会として、これに 意見するというのは、ちょっとどうなのかと。

あともう1つは、よく民主主義がここでは何か問われているというふうに書いてあるんですが、また、民主主義における意思決定というものについても、政府による法案提出があって、国会における審議があり、多数決による決定をしていると。そのままなんですね。少数意見の尊重という部分でも、先ほど言ったとおり12の修正項目のあったうち8項目について維新の意見も取り入れているという、こういう段階を全部踏まえている中での今回の提案なので、その辺の見解をちょっとお聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

新保議員。 〔16番 新保峰孝君登壇〕

16番(新保峰孝君)

さきの質問の件ですが、全体としての質疑時間は、今、議員が言われたとおりだと思います。しかし、例えば参議院の国家安全保障特別委員会では、与野党の合意がないまま、ほとんど委員長の職権で開催が強行されたと、そういう点もございますし、例えば地方公聴会を開いてさまざまな意見が出されるわけでありますけれども、そういう例えば福島の場合、反対、慎重を表明される方が、ほとんど全員ではなかったかと思うんですが、その翌日に質疑を打ち切って、衆議院の特別委員会の採決を強行する。そういうやり方ですね、それが問われているんでないかというふうに考えます。

民主主義の点でありますけれども、この民主主義の主の部分は、国民が主役というふうに理解をしております。そういう点から考えますと、これらのやり方に対して国民の皆さんから、非常に疑問が多く出されていたというのは、はっきりしているんでないかなと、そういうふうに考えるものであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

保坂 悟議員。

6番(保坂 悟君)

民主主義ということでありますけども、私が調べた今回の世論の動きでありますが、サンケイグループの関係の聞き取り方でいくと、世論調査で必要というのは59.2%、不要というのは27.9%、朝日系ですと賛成が30%、反対が42%、毎日系でいくと賛成が29%で反対が59%、日本テレビ系列でいくと、支持が57.3%、不支持が27.5%と、非常に拮抗している

ような中での世論であります。

先ほどの民主主義というんであれば、一定のルールに沿った形での今回の結論の出し方をしているので、これを出すには私はちょっと疑問を感じるので、その点、最後もし回答があれば、お聞きしたいと思うんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

新保議員。 〔16番 新保峰孝君登壇〕

16番(新保峰孝君)

世論調査がいろいる各社から出されております。一番大きいのは、共同通信ではないかと思うんですが、この中ではこの6日以降、行われたそういう調査で82%の方が修正、廃止を求めるという回答になっておりますが、結局、それはどういうことかと言えば、その議論がしっかりと行われなかったんでないか、足りなかったんではないかということを示しているんではないかと思っております。

以上です。

6番(保坂 悟君)

終わります。

議長(樋口英一君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

^T 議長(樋口英一君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認め、よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

倉又 稔議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

倉又議員。 〔17番 倉又 稔君登壇〕

17番(倉又 稔君)

清生クラブの倉又でございます。

発議第16号、特定秘密保護法の採決強行に抗議する意見書案に対し、反対討論を行います。

国の最大の職務は、国土を守る、国民を守る、そして主権、すなわち国の独立性を維持すること

- 390 -

+

.

にあります。

現在、我が国の周囲には、増大する軍事力を有する国々があり、その脅威が目の前に迫りながら対応できていない状態にあること。一方では、スパイ天国と言われているとおり、スパイすらも処罰する法律が整備されておりません。戦後、我が国の安全は日米安全保障条約により、主にアメリカにより守られてきましたが、そのためか我が国では重大な国家機密を管理する能力に欠けていることから、アメリカのみならず同盟諸国からも信頼されず、大切な情報を得ることができていないことが現状であります。

一例を紹介しますと、本年1月、イスラム系武装集団によるアルジェリア人質事件では、37名にも及ぶ尊い命が奪われ、その中には10名もの日本人が含まれていました。この事件は既に報道されておりますとおり、イギリス軍、フランス軍などは、現地でこれら正確な情報を持っておりながら、情報が漏れることをおそれ、日本にはそれら情報が伝えられなかったことが、10名もの尊い命が奪われた一因であります。

この例を見るまでもなく、現在、我が国に必要なことは、国土と国民を守り、国家の独立性を維持するための情報の収集、秘匿、そして公開についての体制整備をすることであります。そのためには特定秘密保護法を、一日も早く制定する必要がありました。一日おくれれば、その分、我が国の脅威が増すことになります。その上で、情報の適切な公開をどのように保護すべきかを論ずる必要があります。

国があってこそ、国民の知る権利が保障されるということを、国民の多くがもっと知らなければなりません。機密漏えいの処罰対象となるのは、主に公務員や国会議員など国家機密を保持しなければならない立場にある人たちで、一般国民は対象外であります。国益を無視したマスメディアの報道に疑問はありますが、それら報道と歩調を合わせて行動している抵抗勢力や反対する野党議員の前では、強行採決はやむを得ない手段でありました。

以上の理由により、発議第16号、特定秘密保護法の採決強行に抗議する意見書案に対して、反対するものであります。議員各位の賛同をお願いいたしまして、発議第16号に対する反対討論を終わります。

議長(樋口英一君)

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第16号、特定秘密保護法の採決強行に抗議する意見書を採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

[起 立]

議長(樋口英一君)

起立少数であります。

よって、本案は否決とすることに決しました。

日程第12.閉会中の継続審査及び調査について

議長(樋口英一君)

日程第12、閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。以上で、本定例会の全日程が終わりました。

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(樋口英一君)

米田市長。 〔市長 米田 御君登壇〕

市長(米田 徹君)

ご苦労さまでした。

平成25年第7回市議会定例会閉会に当たりまして、お礼を兼ねまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る2日から本日までの長期間にわたり、多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に5点について、ご報告申し上げます。

最初に、根知小学校、ぼうさい大賞受賞について、ご報告申し上げます。

兵庫県などが主催をする、平成25年度1.17防災未来賞、ぼうさい甲子園において、根知小学校が小学生部門のぼうさい大賞を受賞することになりました。

糸魚川ジオパーク特有の自然災害に対する、地域・保護者と学校が一体となった防災教育の取り組みが、すぐれた活動として評価されたものであり、1月12日には兵庫県において表彰式が行われます。

2点目に、まごころ宅配サービス店一覧表について、ご報告申し上げます。

高齢者の買い物支援対策の一環として、商工会議所、商工会からご協力いただき、宅配・訪問サービスの事業者一覧表を作成いたしました。

本日、議員の皆様にご配付させていただきましたが、市民の皆様には12月25日に全戸配布を し、ご活用いただきたいと考えております。

3点目に、火打山麓振興株式会社の社長交代について、ご報告申し上げます。

12月7日に開催されました火打山麓振興株式会社の株主総会及び取締役会において、私の社長

- 392 -

辞任が承認され、新たに中村康司副社長が社長に選任されました。また、織田副市長が取締役に選任されております。

シャルマン火打スキー場は新体制において、昨日、12月18日から今シーズンの営業が開始されております。

4点目に、糸魚川ジオパーク検定について、ご報告申し上げます。

ジオパーク検定は、平成21年度から糸魚川ジオパーク協議会が実施いたしており、今回は、初級206人、上級31人が合格いたしました。最上位級である達人級につきましては、今年3回目の実施で、初めて1名の合格者が誕生いたしました。

ジオパークの活動は、地域を知り、地域に愛着を持っていただくことから始まりますので、今後 も多くの皆様からジオパークに関心を持って、糸魚川を盛り上げていただきたいと考えておりま す。

最後に、総合計画の実施計画及び長期財政見通しについて、ご報告申し上げます。

総合計画に基づく6つの施策体系を計画的に推進するため、平成26年度からの3年間で取り組む主要な事業を定めた実施計画を作成いたしましたので、本日、議員の皆様にご配付させていただきました。

この計画は、新年度の予算編成の方針にするとともに、その後、行政需要や財政状況の変化を踏まえ、毎年度、見直しを行い、作成することといたしております。

また、新たに作成した平成26年から35年までの長期財政見通しにつきましては、所管の総務 文教常任委員会及び行政改革特別委員会でご説明申し上げたとおりであり、こちらも本日、ご配付 をさせていただきました。

以上、5点について、ご報告申し上げました。

議員各位をはじめ市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。 終わりに、平成26年3月市議会定例会の招集日を、2月24日(月曜日)とさせていただきた い予定でありますことをご報告申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長(樋口英一君)

これをもちまして、平成25年第7回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

午後2時04分 閉会

.

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長

議員

議員